

平成 22 年度  
特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
事業報告

平成 23 年 6 月



## 事業報告

### 目次

(まえがき)

I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況-----	1
II. 平成 22 年度事業報告-----	7
(1) 特定非営利活動に係る事業	
1. 学術集会、講演会等の開催事業	
2. がん登録に関する情報の提供事業	
3. がん登録に関する調査及び研究事業	
4. 国際がん登録協議会 (IACR) への参加協力事業	
5. 人材育成事業	
6. 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	
7. 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	
(2) その他の事業	
1. コンサルテーション事業	
2. 講演会、研修会の開催	
3. 刊行物の販売	
4. ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	
(3) その他経常支出に係る活動	
III. 平成 22 年度会計収支計算書-----	21
(1) 特定非営利活動に係る事業	
(2) その他の事業	
IV. 平成 22 年度監査報告-----	29
V. 業務運営上の体制-----	33
VI. 参考資料-----	37
(1) 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 定款および会費規定	
別添-----	55



## **I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況**



## I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況

### 1. 会員

- (1) 平成 22 年 4 月に正会員・登録会員の異動調査を行い、6 月に平成 22 年度会員名簿を印刷し、全会員に配布した。平成 22 年度 9 月より長野県が入会し、平成 22 年度の正会員数は 37 で登録会員数は 131 名となった。
- (2) 賛助会員は異動なく、平成 23 年 3 月 31 日現在、20 団体である。
- (3) 長年にわたる協議会への貢献に敬意を表し、第 2 回理事会にて花井彩氏、大島明氏への名誉会員称号の贈呈が推挙され、平成 22 年度総会にてこれが承認された。平成 22 年度の名誉会員数は、8 名となった。

### 2. 役員

- (1) 理事全員が平成 22 年 6 月末日をもって任期満了となるが、岡本直幸氏、岸本拓治氏、祖父江友孝氏は退任、後任に三上春夫氏が就任、他の 6 名は重任する旨の提案があり、その旨承諾し、平成 22 年度総会にて承認され、津熊秀明氏、早田みどり氏、田中英夫氏、藤田学氏、柴田亜希子氏、西野善一氏は、即時就任した。監事である三上春夫氏の理事就任に伴い、後任監事に大木いずみ氏を選任することを平成 22 年度総会にて諮り、承認され、大木いずみ氏は即時就任を承諾した。
- (2) 平成 22 年 6 月末日をもって岡本直幸氏の理事長退任、後任に津熊秀明氏を選任、同じく 6 月末日をもって津熊秀明氏の副理事長退任、後任に早田みどり氏を選任することが平成 22 年度総会にて諮り、承認された。
- (3) 花井彩氏および大島明氏は顧問退任、後任に岡本直幸氏が就任する旨第 2 回理事会で承認され、平成 22 年度総会にて報告された。
- (4) 嘉山孝正氏が顧問就任する旨第 3 回理事会にて承認され、平成 22 年度臨時総会にて報告された。

### 3. 事務局

- (1) 事務局長及び事務局主事が平成 22 年 6 月末日をもって任期満了となるが、第 2 回理事会にて味木和喜子氏が事務局長、松田智大氏、丸亀知美氏が事務局主事に再任された。なお、丸亀知美氏と味木和喜子氏はそれぞれ国立がん研究センターの退職に伴い、丸亀氏は 12 月末に事務局主事を退任、味木氏は 3 月末に事務局長を退任した。
- (2) 協議会の NPO 法人格取得と業務の増大に伴い、事務局専属職員 2 名を事務局にて雇用する旨が第 1 回理事会にて審議され、承認された。なお、協議会からの賃金の支払いは 11 月より開始された。

### 4. 学術集会会長

- (1) 第 20 回学術集会会長に三上春夫氏が第 1 回理事会において選出され、平成 22 年度総会にて承認された後、理事長より委嘱された。

### 5. 専門委員

- (1) 平成 22 年度臨時総会にて、協議会活動の支援を目的とし専門委員を設置する旨審議され、それに伴う定款の変更が承認された。祖父江友孝氏、片山博昭氏、有田健一氏、山下清子氏を専門委員として任命する旨第 4 回理事会にて承認され、平成 22 年度臨時総会にて報告された。平成 23 年 3 月 10 日に東京都に変更定款が承認され、正式に 4 名を専門委員に任命した。

## 会員構成

2011 年 3 月現在

正会員:36 道府県市、1 研究団体 名誉会員:8 名 賛助会員:20 団体

#### 正会員(登録会員 131 名)

道府県市がん登録:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、

徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県、広島市

研究団体:厚生労働科研第 3 次対がん「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班

#### 賛助会員

日本対がん協会、大阪対ガン協会、明治安田生命、アメリカンファミリー生命、第一生命、大同生命厚生事業団、アストラゼネカ、富士レビオ、伏見製薬所、大鵬薬品工業、堀井薬品工業、大塚製薬、MSD(旧ノバルティスファーマ)、シェリング・プラウ、中外製薬、グラクソ・スミスクライン、第一三共、ヤクルト本社、日本生命、サイニクス



**役員**

理事長:津熊 秀明(大阪府立成人病センター)

副理事長:早田 みどり(放射線影響研究所・長崎)

理事:西野 善一(宮城県立がんセンター) 柴田 亜希子(山形県立がん・生活習慣病センター)

三上 春夫(千葉県がんセンター) 藤田 学(福井社会保険病院)

田中 英夫(愛知県がんセンター)

監事:大木 いずみ(栃木県立がんセンター)

**顧問**

笹井 康典(全国衛生部長会 会長) 岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

嘉山 孝正(国立がん研究センター)

**事務局**

事務局長:味木 和喜子(国立がん研究センター)

主 事:松田 智大 (国立がん研究センター)

職 員:成澤 麻子 尾崎 恭子

**学術集会会長**

第19回学術集会会長:岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

第20回学術集会会長:三上 春夫(千葉県がんセンター)

**専門委員**

祖父江 友孝(国立がん研究センター) 片山 博昭(放射線影響研究所)

有田 健一(広島県医師会) 山下 清子(山梨県)



## **II. 平成 22 年度事業報告**



## Ⅱ. 地域がん登録全国協議会平成 22 年度事業報告

### 1. 特定非営利活動にかかる事業

#### (1) 学術集会、講演会等の開催事業

平成 22 年度総会の開催に合わせ、平成 22 年 6 月 4 日に、神奈川県横浜市開港記念会館 6 号室において地域がん登録担当者集会を無料にて開催した。各地域がん登録室担当者並びに関係者を対象に、国立がん研究センターより講師(3 名)を招き、国内における地域がん登録の概況等を理解する機会とし、参加者数は 48 名であった。

#### 【地域がん登録担当者集会 開催概要】

日 時:平成 22 年 6 月 4 日(金) 14:30-16:30

会 場:横浜市開港記念館 6 号室

プログラム: 14:30-14:40 開会の挨拶

岡本 直幸  
特定非営利活動法人 地域がん登録協議会  
理事長

14:40-15:10 我が国のがん対策について

講師:祖父江 友孝  
独立行政法人国立がん研究センター  
がん対策情報センターがん情報・統計部  
部長

15:10-15:40 院内がん登録に関する最新情報

講師:西本 寛  
独立行政法人国立がん研究センター  
がん対策情報センターがん情報・統計部  
院内がん登録室長

15:40-16:10 地域がん登録に関する最新情報

講師:味木 和喜子  
独立行政法人国立がん研究センター  
がん対策情報センターがん情報・統計部  
地域がん登録室長

16:10-16:30 質疑応答

16:30 閉会

第 19 回学術集会は、岡本直幸会長(神奈川県立がんセンター)のもとに、本協議会が共催する第 32 回国際がん登録協議会(IACR2010)学術総会(会期・平成 22 年 10 月 12 日～14 日)に合わせ、平成 22 年 10 月 15 日に、神奈川県横浜市の横浜赤レンガ倉庫 1 号館において開催された。IACR2010 と共通する「がん登録と社会との調和」をテーマに、ポスター

発表と公開講座から構成され、参加実数は総勢 153 名を数えた。学術的ポスター演題が 19 題、地域がん登録室ポスターは 26 演題の発表があった。このうち 3 演題がポスター賞に選出された。公開講座は、無料で広く一般に公開され、国内のみならず海外(アメリカ、フランス、韓国、台湾)より演者、座長を招き地域がん登録の周知と理解を深める内容にて開催された。

**【第 19 回学術集会 開催概要】**

日 時:平成22年10月15日(金)9:30~16:00

会 場:横浜赤レンガ倉庫1号館(神奈川県・横浜市)

主 題:『がん登録と社会の調和~Society and Cancer Registration : towards Harmonization~』

プログラム:

10:00~11:00 ポスターセッション(1.学術2.登録室紹介)

11:10~11:20 ポスター賞表彰

11:20~11:30 (平成22年度実務担当功労者表彰式)

11:30~12:00 (平成22年度臨時総会)

12:00~13:00 昼食

13:00~16:00 公開講座

開会挨拶

中沢 明紀(神奈川県保健福祉局保健医療部長)

ブレンダ K. エドワーズ(IACR理事長)

座長:ブレンダ K. エドワーズ、大島 明

1) 世界におけるがんのモニタリングとがん対策計画

デビッド・フォアマン(IARC、仏国)

2) 韓国におけるがんのモニタリングとがん対策計画

ソヒー・パク(国立がんセンター、韓国)

3) 台湾におけるがんのモニタリングとがん対策計画

メイシュ・ライ(国立台湾大学、台湾)

座長:ソヒー・パク、津熊 秀明

4) 積極的なモニタリングから有効ながん対策へー日本の実例よりー

祖父江 友孝(国立がん研究センター)

5) 神奈川県のがん登録

岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

閉会の挨拶

岡本 直幸(会長・神奈川県立がんセンター)

第19回学術集会事務局:プランニングオフィスアクセスブレイン内 担当者・佐竹 朋子

〒113-0034 東京都文京区湯島3-31-5 YUSHIMAビル3階

## (2) がん登録に関する情報の提供事業

祖父江友孝前理事、田中英夫理事をニューズレター編集委員として、本協議会ニューズレター第 27 号を平成 22 年 7 月に、また、第 28 号を平成 23 年 2 月に刊行し、全会員に配布した。更に、がん登録事業の意義の広報のため、厚生労働省関連課、関係団体、関連分野の研究者(以後、関連研究者等という)に贈呈した。

本協議会の活動紹介、会員への情報提供を目的としたウェブサイトの管理、運営を行った。会員である地域がん登録室の紹介、学術集会開催案内、英文パンフのデータ掲載、平成 22 年度の刊行物の紹介等の更新に加え、がん登録が役立った実例を新たに 11 例をウェブサイトに掲載した。

### 【平成 22 年度 更新内容一覧】

2010/4/1	平成 21 年度地域がん登録の現況および登録情報の利用とその成果についての調査 調査票 掲載 平成 22 年度登録会員の異動調査 調査票 掲載
2010/7/31	Newsletter No.27 掲載
2010/8/16	全国の地域がん登録情報 更新
2010/8/17	第 19 回学術集会プログラム 掲載
2010/9/21	がん登録が役立った例を 追加掲載
2010/10/6	第 19 回地域がん登録全国協議会学術集会 開催案内 掲載
2010/10/8	長野県入会に伴う登録室ページ 掲載
2010/10/8	がん登録が役立った例を 追加掲載
2010/11/9	第 20 回学術集会開催案内 掲載
2010/11/29	第 19 回学術集会抄録集 掲載
2010/11/29	Cancer Registry in Japan Second edition 掲載
2011/1/12	Cancer Registry in Japan Second edition PDF 版 掲載
2011/1/12	Monograph No.16 掲載
2011/1/12	平成 22 年 1 月～12 月地域がん登録の現況および登録情報の利用とその成果についての調査 調査票 掲載
2011/2/7	Newsletter No.28 掲載
2011/2/24	定款改訂版、会費規程 掲載

平成 22 年 10 月、神奈川県横浜市で開かれた第 19 回学術集会の記録集を「がん登録と社会との調和」と題し、JACR MONOGRAPH No.16 として岡本直幸編集委員長他編集委員がまとめ、平成 22 年 12 月に本協議会で印刷し、全会員に配布、関連研究者等に贈呈した。

平成 22 年 10 月 27-29 日に、東京都にて開催された、第 69 回日本公衆衛生学会総会に

において、紹介ブースを出展した。一般向けパンフレットの配布、ニューズレター、モノグラフ、学術集会抄録集等の協議会刊行物の特別配布および協議会の活動、がん登録が役立った例等を紹介したポスター掲出を通じてがん登録についての啓発、本協議会の活動についての情報提供を行った。

### (3) がん登録に関する調査及び研究事業

平成21年度に発刊された各道府県市がん登録事業報告書を平成22年4月に収集し、「道府県市がん登録事業報告書一覧」を作成した。

正会員を対象に、平成21年度における地域がん登録事業の実施状況、並びに登録資料の利用と成果についての調査を平成22年5月に実施し、その結果を「平成21年度道府県市がん登録調査の報告」としてまとめた。

厚生労働科学研究第3次対がん総合戦略研究「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班(研究代表者 祖父江友孝)と業務委託契約を平成22年8月に締結し、「全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ)」を委託業務とし実施した。

#### 【全国がん罹患モニタリング集計(2006年罹患数・率)委託業務実施概要】

実施期間:平成22年8月1日～平成23年3月31日

委託業務作業範囲:

- データに関するアンケート
- データ収集～全国集計
- がん罹患数・率の推定
- 詳細集計用データセットの作成

集計対象等:

アンケート・データ収集対象地域がん登録実施33道府県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)※依頼は、35道府県(大阪府、兵庫県はシステム移行等の理由により不参加)

収集データ総数: 2,868,014件

アンケート項目数: 35投問、281項目

収集データ項目数: 14項目(第3期モニタリング項目)



平成 22 年 1 月から 12 月に発刊された各道府県市がん登録事業報告書を平成 23 年 2 月に収集、同じく、平成 22 年 1 月から 12 月の地域がん登録事業の実施状況、並びに登録資料の利用と成果についての調査を実施した。「事業報告書一覧」および「平成 22 年における道府県市がん登録調査」については、平成 23 年度に調査報告書としてまとめる予定である。

#### (4) 国際がん登録協議会 (IACR) への参加協力事業

第 32 回国際がん登録協議会学術総会 (IACR2010) が日本 (神奈川県横浜市) で開催されることから、共催金を出資し、共催団体として協力した。

##### 【第32回国際がん登録協議会 (IACR2010) 開催概要】

日 時:平成22年10月11日(月)~14日(木)

会 場:横浜赤レンガ倉庫1号館(神奈川県・横浜市)

主 題:『がん登録と社会の調和~Society and Cancer Registration : towards Harmonization~』

参加者数:250名

実施内容:

がんの記述疫学の最新の研究成果、がん登録の技術進歩、地域がん登録より得られたデータをもとにしたがん対策の立案やがん検診の評価などを討議する場を毎年世界の研究者やがん対策担当者に提供している。本学会では「がん登録の社会と調和」をメインテーマとして、がん登録データを利用したがん罹患・死亡に関する記述疫学、がんの分析疫学研究、がん対策・がん検診の評価等がん登録の技術的側面から行政的な側面まで幅広い研究成果発表が行われた。

#### (5) 人材育成事業

地域がん登録事業の充実・発展のために永年にわたり尽力された功績を称え、花井彩氏および大島明氏に名誉会員称号を感謝状とともに授与した。実務担当功労者の表彰を、第 19 回学術集会に併せて行い、推薦された 13 名全員に理事長より表彰状と記念品が授与された。

【平成 22 年度 実務担当功労者 表彰者一覧】

府県名	表彰者	表彰者所属	勤続年数
宮城県	サトウ ミドリ 佐藤 美登里	(財)宮城県対がん協会 がん登録室	6 年 10 ヶ月
宮城県	ナガシマ リキ 長嶋 理栄	(財)宮城県対がん協会 がん登録室	11 年 3 ヶ月
茨城県	ウエダ ヨウコ 植田 要子	茨城県保健福祉部保健予防課	8 年 3 ヶ月
群馬県	マツナガ ヒロコ 松永 弘子	財団法人群馬県健康づくり財団 総務部 がん登録室	7 年 3 ヶ月
千葉県	シミズ タミヨ 清水 多美子	(財)ちば県民保健予防財団	33 年 3 ヶ月
大阪府	ミタ カヨ 三田 圭良子	大阪府立成人病センター がん予防情報センター 企画調査課 登録グループ	9 年 2 ヶ月
大阪府	マツダ サトミ 松田 里美	大阪府立成人病センター がん予防情報センター 企画調査課 登録グループ	8 年 0 ヶ月
広島県	ハヤカワ ナオヒロ 早川 直博	(財)放射線影響研究所 疫学部腫瘍組織登録室	10 年 0 ヶ月
広島県	アゼウチ ミドリ 畦内 美登里	(財)放射線影響研究所 疫学部腫瘍組織登録室	延べ 8 年 10 ヶ月
広島市	タニダ アキ 谷田 安芸	(財)放射線影響研究所 疫学部腫瘍組織登録室	延べ 14 年 10 ヶ月
広島市	ニシオ ショウジ 西尾 正二	(財)放射線影響研究所 疫学部腫瘍組織登録室	延べ 18 年 1 ヶ月
長崎県	アラキ マミヨ 荒木 真美子	(財)放射線影響研究所 長崎疫学部 腫瘍組織登録室	12 年 3 ヶ月
長崎県	クニヅ アサコ 国分 麻子	(財)放射線影響研究所 長崎疫学部 腫瘍組織登録室	8 年 3 ヶ月

(6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業

平成 24 年度以降実施開始予定とし、本年度は取り組みなし。

(7) 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業

第 32 回国際がん登録協議会学術総会 (IACR2010) が日本 (神奈川県横浜市) で開催されることをうけ、海外の地域がん登録関係者に日本の地域がん登録の歴史と現状、方法について紹介するための英文パンフレット「Cancer Registry in Japan-second edition-」(B5 判中綴、カラー、24 ページ) を改訂、発行し、IACR2010 参加者へ提供した。



ISBN:978-4-925059-53-4 (非売品)

2. その他の事業

(1) コンサルテーション事業

(2) 講演会、研修会の開催

(3) 刊行物の販売

(4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業

以上、平成 24 年度以降実施予定とし、本年度は取り組みなし。

3. その他の経常支出に係る活動

(1) 総会の開催

NPO 法人化に伴い、前年度の事業報告を毎年 6 月末までに東京都に対して提出する必要があることから、総会開催時期を今までの 9 月から 6 月とした。また、平成 22 年度は、10 月の学術集会会期に併せた平成 22 年度臨時総会が招集された。

【平成 22 年度 総会開催状況】

総会	平成 22 年 6 月 4 日	横浜市開港記念会館 6 号室
臨時総会	平成 22 年 10 月 15 日	横浜赤レンガ倉庫 1 号館(神奈川県・横浜市)

[別添 1]平成 22 年度総会議事録

[別添 2]平成 22 年度臨時総会議事録

(2) 理事会の開催

NPO 法人化に伴う総会開催時期の変更、臨時総会の招集などにより、今年度の理事会開催数が前年までに比べ増加した。また、同じく NPO 法人化に伴って、年を通し理事会にて、協議会事業計画、長期的展望等、根本的な組織体制整備について議論されることとなった。

【平成 22 年度 理事会開催状況】

第 1 回	平成 22 年 5 月 7 日	国立がん研究センター管理棟第 2 会議室
第 2 回	平成 22 年 6 月 4 日	横浜市開港記念会館 6 号室
第 3 回	平成 22 年 7 月 29 日	国立がん研究センター内国際研究交流会館
第 4 回	平成 22 年 9 月 2 日	電話会議
第 5 回	平成 23 年 2 月 17 日	国立がん研究センター管理棟第 3 会議室

[別添 3]平成 22 年度第 1 回理事会議事要旨

[別添 4]平成 22 年度第 2 回理事会議事要旨

[別添 5]平成 22 年度第 3 回議事録

[別添 6]平成 22 年度第 4 回議事録

[別添 7]平成 22 年度第 5 回議事録

(3) 事務局運営

平成 22 年 4 月に、正会員の登録会員異動調査を実施し、調査結果をもとに平成 22 年度会員名簿として冊子にまとめ、6 月に全ての会員へ配布した。

NPO 法人化に伴い、業務量が増大したことから、事務局の運営、委託業務の実施などを目的に 4 月から専属職員 2 名を配置した。4 月から 10 月までは、厚生労働科学研究第 3 次対がん総合戦略研究「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班(研究代表者 祖父江

友孝)が雇用者となり、11月より協議会にて正式に雇用及び賃金の支払いを開始した。雇用にあたっては、就業規則の策定、社会保険等の完備、給与体系を設定など、継続的且つ安定した雇用ができるよう体制を整備した。

## 平成 22 年 度 事 業 報 告 書

平成22年 4月 1日から 平成23年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

## 1 事業の成果

平成22年度は、特別事業として第32回国際がん登録協議会学術総会を共催し、がん登録に関する公開講演会の開催、ニューズレター（No. 27および28）・Monograph（No. 16）の刊行、ウェブサイト・紹介ブースによる情報提供、がん登録に関する調査の実施、研究班からの委託事業「全国がん罹患モニタリング集計（MCIJ）」の実施、人材育成事業としての実務功労者表彰、刊行物（英文パンフ「Cancer Registry in Japan」）の改訂作業等を主として事業を展開した。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業	学術集会会長が公開講演会を主催し、関係者が事業の進捗や研究成果を報告し、不特定多数の一般市民が知見を深める場を提供した。	10月15日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	関連団体・個人、政府関係者、マスコミ関係者、一般市民 150人	250
会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業	ニューズレターNo. 27、28及びMonograph No. 16を刊行し、郵送、ウェブサイト掲載、日本公衆衛生学会総会での紹介ブース出展により、がん登録に係る情報を提供した。	ニューズレター発行は7月と2月、Monograph No. 16の刊行は12月に実施。ウェブ更新は随時、紹介ブースは10月27-29日	法人事務所及び郵送 紹介ブースは東京都千代田区	3人 紹介ブース 7人	会員及び関連団体・個人 300人（郵送） 不特定多数の一般市民（WEB） 全国の公衆衛生従事者 4000人	806
がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業	4月と2月に事業実施状況、業績、刊行物を調査し、6月に4月の調査内容を報告として刊行・公表した。厚労科研研究班より委託を受け「全国がん罹患モニタリング集計（MCIJ）」を委託業務として実施した。	業績等調査は4月と2月、全国がん罹患モニタリング集計は7-3月	法人事務所（郵送）	3人	会員及び関連団体・個人 300人（郵送） 不特定多数の一般市民（WEB）	229
国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業	IACRの会員として、国際活動に参加、協力した。本年度は第32回国際がん登録協議会学術総会を共催した。	国際活動は通年、学術総会共催は10月12-14日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	関連団体・個人 400人 不特定多数の一般市民	265
がん登録に関する人材育成事業	4月に講演会を開催し実務者育成に努めた。6月、長年の功績を称え会員2名に名誉会員称号を授与。10月、実務担当功労者に対してその功績を称え表彰した。	4月6日 6月29日 10月15日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	地域がん登録実務者 100人	96
がん登録室の機密保持基準の策定・公表・認定事業	がん登録室の機密保持基準につき、地域の状況を考慮しつつ、外部専門家の支援を得、研究班が定めた基準を再検討し、それに基づいた認定をする予定。	平成24年度以降より実施予定	-	-	-	0

がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	地域がん登録に関する英文パンフ「Cancer Registry in Japan」を10月に改定・発行した。日本語による地域がん登録に関する冊子、教材、パンフレット等については、実務者、研究者、不特定多数の一般市民の意見を取り入れて次年度以降に作成することとした。	6月-3月	法人事務所	10人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民	454
---	--	-------	-------	-----	--------------------------------	-----

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
コンサルテーション事業	地域がん登録事業の実施について、実施団体の状況に照らし、事業の円滑な推進ができるように、適切な助言・指導を行う予定。	平成24年度以降より実施予定	-	-	0
講演会、研修会の開催	地域がん登録実務者の育成や地域がん登録事業の広報を目的とした講演会や研修会を、国内外の講師を招聘し、有償で実施する予定。	平成24年度以降より実施予定	-	-	0
刊行物の販売	地域がん登録に関する冊子、教材、パンフレット等を、ウェブサイトを通じて、また研究会の際に販売することを予定。	平成24年度以降より実施予定	-	-	0
ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	関連分野の企業や団体に呼び掛け、地域がん登録全国協議会の有するインターネットウェブサイトや、刊行物に、有償で広告を掲載する予定。	平成24年度以降より実施予定	-	-	0





### **III. 平成 22 年度会計収支決算書**



## 平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支決算書

自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

(単位：円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
正会員会費収入	1,400,000	
賛助会員会費収入	1,300,000	
		2,700,000
2 事業収入		
(1) 学術集会、講演会の開催事業収入	0	
(2) がん登録に関する情報の提供事業収入	0	
(3) がん登録に関する調査及び研究事業収入	6,000,000	
(4) 国際がん登録協議会への参加協力事業収入	0	
(5) 人材育成事業収入	0	
(6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	0	
(7) 手引、冊子、マニュアル等の発刊事業収入	0	6,000,000
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	0	
民間助成金収入	0	0
4 寄付金収入	0	0
5 その他収入		
利息収入	2,285	
		2,285
6 その他の事業会計からの繰入金	0	0
当期収入合計		8,702,285
経常収入合計		8,702,285
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 学術集会、講演会等の開催事業費	250,810	
(2) がん登録に関する情報の提供事業費	806,469	
(3) がん登録に関する調査及び研究事業支出	2,295,623	
(4) 国際がん登録協議会への参加協力事業支出	265,081	
(5) 人材育成事業支出	96,243	
(6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	0	
(7) 手引、冊子、マニュアル等の発刊事業支出	454,896	4,169,122
2 管理費		
人件費	322,154	
水道光熱費	0	
通信費	169,632	
会議費	93,334	
旅費交通費	23,800	
賃貸料	327,940	
備品費	0	
消耗品費	69,758	
印刷製本費	158,401	
雑役務費	0	
雑費	4,595	
租税公課	2,500	1,172,114
3 予備費		0
当期支出合計		5,341,236
当期収支差額		3,361,049
前期繰越収支差額		6,234,531
次期繰越収支差額		9,595,580

平成 22 年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支決算書 予実対比

科 目	平成22年度 補正予算	平成22年度 収入・執行額	平成22年度 補正予算に対する 差額
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費収入			
会費収入	2,740,000	2,550,000	▲ 190,000
未納会費(平成21年度会費)	150,000	150,000	
2 事業収入			
(1)学術集会、講演会等の開催事業収入	0	0	0
(2)がん登録に関する情報の提供事業収入	0	0	0
(3)がん登録に関する調査及び研究事業収入	6,000,000	6,000,000	0
(4)国際がん登録協議会への参加協力事業収入	0	0	0
(5)人材育成事業収入	0	0	0
(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業収入	0	0	0
(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業収入	0	0	0
3 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	0	0	0
民間助成金収入	0	0	0
4 寄付金収入	0	0	0
5 その他収入			
利息収入	10,000	2,285	▲ 7,715
6 その他の事業会計からの繰入	0		0
当期収入合計(予実差額計)	8,900,000	8,702,285	▲ 197,715
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1)学術集会、講演会等の開催事業費	250,000	250,810	▲ 810
(2)がん登録に関する情報の提供事業費	900,000	806,469	93,531
(3)がん登録に関する調査及び研究事業費	4,600,000	2,295,623	2,304,377
(4)国際がん登録協議会への参加協力事業費	290,000	265,081	24,919
(5)人材育成事業費	100,000	96,243	3,757
(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業費	0	0	0
(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業費	800,000	454,896	345,104
2 管理費			
人件費	1,000,000	322,154	677,846
水道光熱費	0	0	0
通信費	30,000	169,632	▲ 139,632
会議費	40,000	93,334	▲ 53,334
旅費交通費	140,000	23,800	116,200
賃貸料	360,000	327,940	32,060
備品費	0	0	0
消耗品費	30,000	69,758	▲ 39,758
印刷製本費	70,000	158,401	▲ 88,401
雑役務費	150,000	0	150,000
雑費	20,000	4,595	15,405
租税公課	70,000	2,500	67,500
3 予備費	50,000	0	50,000
当期支出合計(予実差額計)	8,900,000	5,341,236	3,558,764
① 当期収支差額		3,361,049	
② 前期繰越収支差額		6,234,531	
③ 次期繰越収支差額(①+②)		9,595,580	

平成 22 年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支決算書 費目別

(単位：千円)

	収入		支出												
	会費 収入	その他収入	印刷 製本 費	諸謝 金	貸金	雑役 務費	水道 光熱 費	通信 費	会議 費	旅費 交通 費	貸貸 料	備品 費	消耗 品費	雑費	予備 費
	2,700	6,002	731	0	2,543	851	0	370	92	24	470	32	192	38	0
1 会費 会費 未納会費	2,700														
2 事業 (1) 学術集会開催 (2) 情報の提供 (3) 調査及び研究 (4) IACR参加協力 (5) 人材育成 (6) 機密保持 (7) 手引冊子発刊		6,000													
3 補助金 自治体補助金 民間助成金															
4 寄付金															
5 その他 利息		2													
6 繰入															
	会費 収入	その他収入	印刷 製本 費	諸謝 金	貸金	雑役 務費	水道 光熱 費	通信 費	会議 費	旅費 交通 費	貸貸 料	備品 費	消耗 品費	雑費	予備 費
1 事業費 (1) 学術集会開催 (2) 情報の提供 (3) 調査及び研究 (4) IACR参加協力 (5) 人材育成 (6) 機密保持 (7) 手引冊子発刊						250		0							0
			339			124		186			142		7		8
					2,222			8				32	30		4
						250		1							14
			10					4					82		1
			224			226							3		1
2 管理費 人件費 水道光熱費 通信費 会議費 旅費交通費 貸貸料 備品費 消耗品費 印刷製本費 雑役務費 雑費 租税公課					321			170	92				1		0
			158							24	328		70		
															5
															3
3 予備費															
収入合計		8,702													
支出合計															5,341

## 平成22年度 会計収支決算書の説明

### I. 収入と支出とのバランス

- ・平成22年度の経営収入額は、8,702,285円、経営支出額が、5,341,236円となり、3,361,049円の黒字となった。
- ・平成22年度繰越収支差額は、9,595,580円となった。
- ・赤字の費目は、収入の正会員会費、賛助会員会費、その他収入(利息)、  
支出の学術集会等開催事業費、管理費の通信費、会議費、消耗品費、印刷製本費であった。

### II. 各費目の説明

	費 目	説 明
経 常 収 入	会 費 収 入	<p>正会員会費1,400,000円(34団体+新規入会1団体合計35口x4万円)、賛助会員会費1,150,000円(23口x5万円)、H21年度未納会費分150,000円(2団体3口x5万円)、よって会費収入の合計は、2,700,000円となった。</p> <p>補正予算に対して、長野県が入会、正会員2口が未納、サイニクスが1口から3口に増口、賛助会員3団体(3口)が未納、さらに平成21年度末で退会した賛助会員2団体2口分が補正予算に組み込まれていたため、差し引きで▲190,000円の赤字となった。</p> <p>ノバルティスファーマより平成23年度会費100,000円(2口x5万円)を平成22年度中に受領したが、平成22年度収支には計上せず、前受会費として預り金として処理することとした。</p> <p>当該年度会費の未納会費について、回収ができなかった場合に会計処理が煩雑になるため、平成22年度より、未収入金として計上しないこととした。</p> <p>正会員会費詳細：①長野県が加入し1口追加。合計37団体(x4万円) ②兵庫県、沖縄県が未納。 賛助団体会費詳細：①平成21年度末にて退会したワイズ株式会社、大日本住友製薬株式会社(2団体x2口)分、さらに、ノバルティスファーマ(2口)、シェリングプラウ(1口)の平成21年度未納分3口含めて、合計22団体(29口)で平成22年度補正予算を作成した。②サイニクスが1口から3口に増口して平成22年度会費を納入した。③平成22年度補正予算に対して、大塚製薬(1口)、中外製薬(1口)、第一三共(1口)が未納である。</p>
	事 業 収 入	<p>厚生労働科学研究第3次対がん総合戦略研究「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班(研究代表者 祖父江友孝)からの「全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ)」を受託し、業務委託費として6,000,000円を2月に受領した。</p>
	事業費	
経 常 支 出	(1)学術集会、講演会等の開催事業費	<p>学術集会経費送金額のみで補正予算を作成したが、振込手数料(420円)、協賛企業への請求書送付費用(390円)が発生したため、補正予算に対して、810円の赤字となった。</p>
	(2)がん登録に関する情報の提供事業費	<p>ホームページの充実、メンテナンスおよび更新を強化したため、デザイナーへの雑役務費が予算を大幅に上回り、また、それに伴う振込手数料については補正予算に組み入れていなかったため、予算外の出費となった。が、印刷費の見直しや賃金および旅費交通費が発生しなかったことなどから情報提供事業費全体としては、93,531円の黒字となった。</p>
	(3)がん登録に関する調査及び研究事業支出	<p>雇用体制整備の遅延や業務委託の契約締結が遅れたことなどから、当初7月から開始予定であった協議会職員の雇用が11月開始となり、その間研究班非常勤職員の支援を受けて委託業務を遂行した。こうした背景から、賃金支出が大幅に下回り、予算執行率は49%、2,304,377円の黒字となった。</p>
	(4)国際がん登録協議会への参加協力事業支出	<p>消耗品費の未執行、IACRへの会費送金にかかる為替等の関係から雑費が予算よりも下回ったため、24,919円の黒字となった。</p>
	(5)人材育成事業支出	<p>予算計上していなかった、担当者集会の資料印刷費支出が発生した。また、表彰制度記念品については、当初8名分の予算しか確保していなかったが、表彰者が13名になったため記念品代(消耗品費)が予算を上回ったの執行となった。業者選択の工夫や、通信費などがメールの活用などで抑えられたため、人材育成事業費全体としては、3,757円の黒字となった。</p>
	(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業支出	<p>事業来年度以降に見送りのため執行なし。</p>
	(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業支出	<p>当初作成を予定していた地域がん登録に関する和文パンフレットを、対象者や内容の吟味をすることを理由に、平成22年度中に作成しないこととし、英文パンフの改訂版のみ刊行した。デザイン・校正料(雑役務費)が予算を上回ったの支出(予算対比161%)となったが、全体の予算執行率は57%にとどまり、345,104円の黒字となった。</p>

## 平成22年度 会計収支決算書の説明

管理費	
人件費	雇用体制整備や業務委託の契約締結が遅れたことなどから、当初7月から開始予定であった雇用が11月開始になったため、賃金支出（法定福利費）が大幅に予算を下回った。給与振込手数料を考慮せずに補正予算作成していたが、差し引きで予算執行率は32.2%となり、677,846円の黒字となった。
通信費	事務局からの例年通りの事務連絡通信に加え、総会資料および臨時総会資料の全会員への送付（59,980円、61,540円）、入会勧誘書類等の送付（7,940円）、議事録署名人への回覧、雇用に伴う書簡発送、弔電の送付等が発生した為、▲139,632円の赤字となった。
会議費	電話会議費用を予算作成時に下方見積りしていたことや、理事会開催時刻の制限などから弃当代を2回支出したこと、議決における意思表示カードの作成で消耗品費が発生したことなどから、▲53,334円の赤字となった。
旅費交通費	6月総会開催の際の事務局スタッフの交通費、10月の学術集会開催の際の事務局スタッフの交通費のほか、登記手続きや定款の変更などで東京都庁および法務局への往復交通費などが主な支出内訳となる。理事会は研究班との同時開催としたため旅費支出が発生せず、116,200円の黒字となった。
賃貸料	事務代行業者委託料として3万円x12か月で補正予算を作成した。月間の書簡転送費などから毎月の委託料が確定するため、平成22年度12か月の平均月額は27,328円となり、予算に対して32,060円の黒字となった。
消耗品費	雇用体制の整備や法人会計の強化を目的として、会計ソフトでの経理処理を導入した為、会計ソフト(ソリマチNPO会計王、給料王)を購入した。その他、事務局スタッフの名刺作成、給与明細書購入、捺印マット、金庫などを購入したため、▲39,758円の赤字となった。
印刷製本費	例年、理事会資料印刷費を計上していなかったため、平成22年度から正しく経費計上することとした。また、臨時総会の開催により資料印刷費が増加したことをうけて、▲88,401円の赤字となった。
雑役務費	雇用開始や法人体制の整備に際し、社労士、税理会計士、行政書士などへの委託費として補正予算を計上したが、委託業務内容と見積金額の折り合いがつかず、一切の委託をすることなく事務局内で作業を行った。そのため、予算未執行となった。
雑費	印刷業者、その他取引業者への振込手数料として、4,595円の支出となった。補正予算20,000円に対して、15,405円の黒字となった。
租税公課	印鑑証明および登記簿謄本の印紙税として、2,500円の支出であった。その他の事業の実施及び収入がないことで、法人税は免税となるため、その他の支出はなかった。よって、47,500円の黒字となった。

経常支出





#### **IV. 平成 22 年度監査報告**



平成23年 4月 18日

特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
理事長 津熊 秀明 殿

監事 大木いずみ 

### 監 査 報 告 書

平成23年 4月 18日、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の定款に基づいて、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの活動に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 平成22年度収支計算書、貸借対照表、財産目録、について監査した結果、関係諸帳票、証拠書類と一致し、その財務諸表の内容は適正であることを認めました。
2. 活動に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、平成22年度事業報告書、役員名簿、社員名簿の内容は真実であることを認めました。

以 上



## V. 業務運営上の体制



## V. 業務運営上の体制

### 1. 事務局の整備

11月よりNPO法人専用会計ソフトおよび給与計算ソフトを導入し、より計画的および適切な法人会計業務、経理・人事事務を執行すべく整備を行った。

### 2. 情報の保護

協議会が、会員異動調査等において収集した会員の個人情報や会員の業績は、予め通知した目的内でのみ、もしくは協議会運営の資料としてのみ利用し、それ以外の目的・活動に利用したり、第三者に提供したりしない。収集した情報を協議会活動と密接に関連する事項に利用する場合は、前もって会員の承諾を得た上で実施する。また、取得した情報は適切に扱い、安全性・信頼性を確保する。

### 3. その他

#### (1) 定款の変更

平成 22 年度臨時総会の承認を受け、会費規定の明確化、役員任期満了日の明確化、理事会機能の向上等を目的に定款の改定および会費規定の策定を行い、11月16日付書面にて定款変更認証申請書を東京都知事へ提出し、平成 23 年 2 月 10 日、正式に認証された。





## VI. 參考資料



# 特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会と称し、英文名では The Japanese Association of Cancer Registries、略称をJACRと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関与する人材の育成等を行い、地方公共団体の実施する地域がん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業
- (2) 会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業
- (3) がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業
- (4) 国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業
- (5) がん登録に関する人材育成事業
- (6) がん登録室の機密保持基準の策定及び公表・認定事業

- (7) がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業
  - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) コンサルテーション事業
  - (2) 講演会、研修会の開催事業
  - (3) 刊行物の販売事業
  - (4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の発展に功労があり理事会が推薦し、総会の承認を得た個人

### (登録会員及び代表会員)

第7条 前条に定める正会員は、団体の中から登録会員として5名以内を登録するものとする。

- 2 前項により登録された者のうち1名を代表会員と称する。
- 3 代表会員はその団体を代表し、正会員としての権利を行使する。
- 4 総会への参加及び表決権を行使する場合には、代表会員が自ら行う。ただし、代表会員自らが行うことができない場合には、代表会員の指定するその団体に属する者に代理出席又は代行をさせることができる。
- 5 前項により代理出席又は代行をさせる場合は、代表会員は代行させるものを申し出、理事会の承認を得なければならない。また、総会の表決権の行使については委任状を必要とする。

### **(入会)**

第8条 名誉会員以外の会員の入会について、特に条件は定めない。ただし正会員については、地域がん登録事業、特になん患者登録を担当している組織、団体、施設(地域がん登録室に相当するもの)、又は、その準備組織、団体、施設、並びに地域がん登録事業の振興を主要目的とする組織、団体、施設等を対象とする。

2 名誉会員以外の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め、後日、総会へ報告しなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### **(会費)**

第9条 年会費については、別に会費規定を定める。

### **(会員の資格の喪失)**

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

### **(退会)**

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### **(除名)**

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### **(抛出金品の不返還)**

第13条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、副理事長を3人以内、置くことができる。

### (選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第17条 役員の任期は選任された総会の年の7月1日から2年後の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(欠員補充)**

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### **(解任)**

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(報酬等)**

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### **(学術集会会長)**

第21条 この法人に、学術集会会長(以下「会長」という)を置く。

2 会長は、理事会において選出し、総会において承認し、理事長が委嘱する。

3 会長は、学術集会を主宰する。

4 会長の任期は、会長に選出された総会日以後、担当した学術集会の年度の終了までとする。

#### **(顧問)**

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて、法人の活動や運営につき助言をすることができる。

### **(専門委員)**

第23条 この法人に、役員のほかに専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。
- 3 専門委員は、理事長の要請に応じて、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、理事長の依頼に応じて、その専門分野における知見に基づき、法人の活動を支援する。
- 5 専門委員の任期は任命された当該年度内とする。ただし、再任を妨げない。

## **第4章 会議**

### **(種別)**

第24条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### **(総会の構成)**

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

### **(総会の権能)**

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) その他運営に関する重要事項

### **(総会の開催)**

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。



- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### **(総会の招集)**

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### **(総会の議長)**

第29条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(総会の定足数)**

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(総会の議決)**

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会での表決権等)**

第32条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 第7条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は理事長を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人等は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び54条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(総会の議事録)**

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

#### **(理事会の構成)**

第34条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事および当該年度ならびに次年度の学術集会会長、事務局長は理事会に参加し、意見を述べることができる。専門委員は、理事長の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べるができる。

#### **(理事会の権能)**

第35条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(理事会の開催)**

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき。

#### **(理事会の招集)**

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

#### **(理事会の議長)**

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(理事会の定足数)**

第39条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(理事会の議決)**

第40条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第41条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(理事会の議事録)**

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び予算)**

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### **(暫定予算)**

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(予備費)**

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### **(予算の追加及び更正)**

第52条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### **(事業報告及び決算)**

第53条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### **(臨機の措置)**

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第7章 定款の変更、解散及び合併**

### **(定款の変更)**

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### **(解散)**

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### **(残余財産の帰属)**

第57条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

### **(合併)**

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## **第9章 事務局**

### **(事務局の設置)**

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を若干名置くことができる。

### **(職員の任免)**

第61条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

**(組織及び運営)**

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第10章 雑則**

**(細則)**

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	岡本 直幸
副理事長	津熊 秀明
理 事	西野 善一
同	柴田 亜希子
同	藤田 学
同	田中 英夫
同	岸本 拓治
同	早田 みどり
同	祖父江 友孝
監 事	三上 春夫
同	西 信雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員（団体） 40,000円
  - (2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円  
（1口以上）

## 変更

- 2011年2月10日 変更認証（会費規定の設置、役員任期の明記、専門委員の設置、理事会の構成）



## 会費規程

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 会費規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款第9条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規程で定める年会費は、次のとおりとし、会費は毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納付を必要としない。

(1) 正会員（団体） 40,000円

(2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円（1口以上）

2 入会金は、これを徴収しない。

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は定款第13条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規程第2条で定めた会費の有効期限は、定款第48条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(会費の滞納)

第6条 会費を2年間滞納した会員は、定款第10条の退会届の提出があったものとみなす。

附則

1. 通常総会で議決権を有する会員は、前年度の会費を納入したものに限る。
2. この規程は平成23年2月10日付をもって施行する。



別 添



# 特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

## 平成 22 年度総会 議事録

- 1 日 時 平成 22 年 6 月 4 日 午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分まで
- 2 場 所 横浜市開港記念会館 6 号室
- 3 出席者数 出席 23 名 (内、代理出席者への表決代行 15 名)  
欠席 12 名 (内、理事長を代理人として表決委任 12 名)
- 4 審議事項
  - 1) 第一号議案 議事録署名人 2 名の選任
  - 2) 第二号議案 平成 21 年度の事業報告と収支決算の報告、監査報告、議決
  - 3) 第三号議案 平成 22 年度の事業計画案 (変更) と収支予算案 (補正) の議決
  - 4) 第四号議案 平成 23 年度の事業計画案と収支予算案の議決
  - 5) 第五号議案 第 32 回国際がん登録協議会学術総会共催準備状況の報告
  - 6) 第六号議案 第 19 回学術集会 (公開講座) 開催準備状況の報告
  - 7) 第七号議案 第 20 回学術集会会長の承認
  - 8) 第八号議案 会員異動の報告、名誉会員の承認
  - 9) 第九号議案 理事、監事の選任
  - 10) 第十号議案 顧問任免の報告
  - 11) 第十一号議案：事務局長および職員任免の報告
  - 12) その他

### 5 議事の経過の概要及び議決の結果

定款 28 条に拠り、本総会の議長は、岡本直幸理事長がこれにあたった。

- 1) 第一号議案 議事録署名人 2 名の選任  
議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、三上春夫氏及び大木いずみ氏を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 第二号議案 平成 21 年度の事業報告と収支決算の報告、監査報告、議決  
議長より平成 21 年度の事業報告と収支決算の報告、監査報告を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。
- 3) 第三号議案 平成 22 年度の事業計画案 (変更) と収支予算案 (補正) の議決  
平成 22 年度の事業計画書案 (変更) 及び収支予算案 (補正) を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

- 4) 第四号議案 平成 23 年度の事業計画案と収支予算案の議決  
平成 23 年度の事業計画書案及び収支予算案を配布し、詳細に審議したところ、  
全員異議なくこれを承認した。
- 5) 第五号議案 第 32 回国際がん登録協議会学術総会共催準備状況の報告  
事務局より平成 22 年 10 月 12 日から 14 日に開催予定の第 32 回国際がん登録協  
議会学術総会の共催準備状況について、報告があった。
- 6) 第六号議案 第 19 回学術集会（公開講座）開催準備状況の報告  
岡本直幸第 19 回学術集会会長より平成 22 年 10 月 15 日に開催予定の第 19 回学  
術集会の開催準備状況について、報告があった。
- 7) 第七号議案 第 20 回学術集会会長の承認  
議長より第 20 回学術集会会長として、平成 22 年度第 1 回理事会において三上春  
夫氏が選出された旨の報告があり、同氏を会長とすることを全員異議なく承認  
した。
- 8) 第八号議案 会員異動の報告、名誉会員の承認  
事務局より平成 22 年度 5 月現在の会員数について、報告を行った。また、議長  
より、平成 22 年度第 1 回理事会において 7 月 1 日より現顧問の花井彩氏および  
大島明氏の名誉会員への推薦があった旨の報告があり、全員異議なく承認した。
- 9) 第九号議案 理事、監事の選任  
議長より定款附則の 2 に掲げ、法人設立当初の役員全員が平成 22 年 6 月末日を  
もって任期満了となり、岡本直幸氏、岸本拓治氏、祖父江友孝氏は退任を希望し  
ている旨の報告があった。平成 22 年 7 月 1 日以降の理事として、現監事である  
三上春夫氏ならびに他の現理事 6 名（津熊秀明氏、早田みどり氏、田中英夫氏、  
藤田学氏、柴田亜希子氏、西野善一氏）が選任され、即時就任を承諾した。また、  
監事に大木いずみ氏が選任され、即時就任を承諾した。  
新理事の互選により、7 月 1 日以降の理事長に津熊秀明氏、副理事長に早田みど  
り氏が選任された。
- 10) 第十号議案 顧問任免の報告  
議長より、平成 22 年度第 1 回理事会において、6 月末日をもって花井彩氏およ  
び大島明氏は顧問退任、7 月 1 日より岡本直幸氏が顧問就任することが承認さ  
れた旨の報告があった。
- 11) 第十一号議案：事務局長および職員任免の報告  
議長より味木和喜子氏が当会事務局長就任、成澤麻子氏、尾崎恭子氏が事務局  
職員として就任する旨の報告があった。
- 12) その他  
議長より平成 22 年度地域がん登録事業における実務者担当功労者の表彰制度実  
施概要の報告があった。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 22 年 6 月 4 日

議 長 岡本 直幸



議事録署名人 三上 春夫



議事録署名人 大木 いずみ





## 特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

### 平成 22 年度 臨時總會 議事録

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 15 日 11:30~12:00
- 2 場 所 横浜赤レンガ倉庫 1 号館 3 階ホール
- 3 出席者数 正会員 37 名中  
出席 34 名  
内、代理出席者への表決代行 14 名、  
理事長を代理人として表決委任 8 名  
欠席 3 名
- 4 決議事項  
第一号議案：議事録署名人 2 名の選任  
第二号議案：平成 22 年度事業計画の変更の件  
第三号議案：定款の変更の件
- 5 報告事項  
長野県入会の件  
国立がん研究センター嘉山理事長 顧問就任の件  
第 20 回学術集会開催予告の件
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 1) 定款 28 条に拠り、本總會の議長は、津熊秀明理事長がこれにあたり、本日の臨時總會は、定款第 29 条に定める定足数を満たしたので成立した旨を告げ、議事に入った。
  - 2) 第一号議案 議事録署名人 2 名の選任  
議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野善一氏及び大木いずみ氏を選任することを全員異議なく承認した。
  - 3) 第二号議案 平成 22 年度事業計画の変更の件  
平成 22 年度の事業計画書案（変更）（別紙：第二号議案）を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。
  - 4) 第三号議案 定款の変更の件  
会費規定の明確化、役員任期満了日の明確化、理事会機能の向上、總會情報共有の改善等を目的とした定款の変更案を討議した。第 25 条（總會の構成）において、總會での表決権は平等であることについて矛盾のなきよう明記することとしたうえで、議決を諮り 34 名出席中 33 名の賛成、1 名の保留の賛成多数により可決された。總會での議決を経て、定款の新旧対象表（別紙：第三号議案）を更新した。
  - 5) 長野県が新規正会員として入会した旨、議長より報告があった。なお、長野県会員名簿については、本臨時總會決議事項とともに後日書面にて事務局より各会員宛郵送する旨、事務局長より申し添えられた。



- 6) 国立がん研究センター嘉山孝正理事長が顧問に就任した旨、報告があった。  
7) 三上春夫第20回学術集会会長より開催予定について、報告があった。  
以上、この議事録が正確であることを証します。

平成22年10月15日

議 長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 善一



議事録署名人 大木 いずみ



# 平成 22 年 度 事 業 計 画 書 （変 更）

平成22年 4月 1日から 平成23年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

## 1 事業実施の方針

平成22年度は、特別事業として第32回国際がん登録協議会学術総会を共催し、がん登録に関する公開講演会の開催、ニューズレター・Monographの刊行、ウェブサイト・紹介ブースによる情報提供、がん登録に関する調査の実施、人材育成事業、刊行物の改訂作業等を主として事業を展開する。

## 2 事業の実施に関する事項

### （1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従 事 者 の 予 定 人 数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	支 出 見 込 み 額 (千円)
学術集会、講演会等の開催事業	学術集会会長が公開講演会を主催し、関係者が事業の進捗や研究成果を報告し、不特定多数の一般市民が知見を深める場を提供する。	10月15日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	関連団体・個人、政府関係者、マスコミ関係者、一般市民 400人	250
がん登録に関する情報の提供事業	ニューズレターNo. 27、28及びMonograph No. 16を刊行し、郵送、ウェブサイト掲載、日本公衆衛生学会総会での紹介ブース出展により、がん登録に係る情報を提供する。	ニューズレターは7月と2月、Monographは3月、WEBは随時、紹介ブースは10月27-29日	法人事務所及び郵送 紹介ブースは東京都	3人 紹介ブース7人	会員及び関連団体・個人 300人（郵送） 不特定多数の一般市民（WEB） 全国の公衆衛生従事者 4000人	900
がん登録に関する調査及び研究事業	事業実施状況、業績、刊行物を調査し、調査報告書を刊行・公表する。研究班より委託を受け、がんの実態把握の調査を実施する。	業績等調査は4月と2月、がんの実態把握調査は7-3月	法人事務所（郵送）	3人	会員及び関連団体・個人 300人（郵送） 不特定多数の一般市民（WEB）	4,600
国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業	IACRの会員として、国際活動に参加、協力する。本年度は第32回国際がん登録協議会学術総会を共催する。	国際活動は通年、学術総会共催は10月12-14日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	関連団体・個人 400人 不特定多数の一般市民	290
人材育成事業	研修会を通じて実務者を育成し、その功績に応じて表彰する。	10月15日	横浜赤レンガ倉庫1号館等	15人	地域がん登録実務者 100人	100
登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	がん登録室の機密保持基準につき、地域の状況を考慮しつつ、外部専門家の支援を得、研究班が定めた基準を再検討し、それに基づいた認定をする予定。	平成24年度以降実施開始予定	-	-	-	0
手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	地域がん登録に関する一般向け資料（日本語版・英語版）を、実務者、研究者、不特定多数の一般市民の意見を取り入れて更新・作成する。	6月-3月	法人事務所	10人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民	800

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
コンサルティング事業	地域がん登録事業の実施について、実施団体の状況に照らし、事業の円滑な推進ができるように、適切な助言・指導を行う予定。	平成24年度以降実施開始予定	-	-	0
講演会、研修会の開催	地域がん登録実務者の育成や地域がん登録事業の広報を目的とした講演会や研修会を、国内外の講師を招聘し、有償で実施する予定。	平成24年度以降実施開始予定	-	-	0
刊行物の販売	地域がん登録に関する冊子、教材、パンフレット等を、ウェブサイトを通じて、また研究会の際に販売することを予定。	平成24年度以降実施開始予定	-	-	0
ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	関連分野の企業や団体に呼び掛け、地域がん登録全国協議会の有するインターネットウェブサイトや、刊行物に、有償で広告を掲載する予定。	平成24年度以降実施開始予定	-	-	0

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 定款  
新旧対照表 (案)

新	旧
<p><b>(登録会員及び代表会員)</b></p> <p>第7条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p> <p>5 前項により代理出席又は代行をさせる場合は、代表会員は<u>代行させるものを申し出、理事会の承認を得なければならない</u>。また、総会の表決権の行使については委任状を必要とする。</p> <p><b>(会費)</b></p> <p>第9条 <u>年会費については、別に会費規定を定める。</u></p> <p><b>(任期等)</b></p> <p>第17条 役員の任期は<u>選任された総会の翌日から2年後の6月30日までとする</u>。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2～3 (現行のとおり)</p> <p><b>(専門委員)</b></p> <p>第23条 この法人に、<u>専門委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門委員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。</u></p> <p>3 <u>専門委員は、理事長の要請に応じて、理事会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>4 <u>専門委員は、理事長の依頼に応じて、その専門分野における知見に基づき、</u></p>	<p><b>(登録会員及び代表会員)</b></p> <p>第7条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前項により代理出席又は代行をさせる場合は、代表会員は代行させるものを協議会に申し出、理事会の承認を得なければならない。また、総会の表決権の行使については委任状を必要とする。</p> <p><b>(会費)</b></p> <p>第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納付を必要としない。</p> <p><b>(任期等)</b></p> <p>第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2～3 (略)</p>

<p><u>法人の活動を支援する。</u></p> <p><u>5 専門委員の任期は任命された当該年度内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(種別)</p> <p>第24条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第25条 <u>総会は、正会員の代表会員をもって構成する。役員、正会員の代表会員以外の登録会員、賛助会員、名誉会員、専門委員、顧問、学術集会会長及び理事会に出席を認められた者は、傍聴者として総会に出席することができる。</u></p> <p>(総会の権能)</p> <p>第26条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第31条 (現行のとおり)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第33条 (現行のとおり)</p> <p>(理事会の構成)</p> <p>第34条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事および当該年度ならびに次</p>	<p>(種別)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第24条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(理事会の構成)</p> <p>第33条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事および当該年度ならびに次</p>
---	---

<p>年度の学術集会会長、事務局長、は理事会に参加し、意見を述べる<u>ことができる。専門委員は、理事長の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べる<u>ことができる。</u></u></p>	<p>年度の学術集会会長、事務局長は理事会に参加し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p>
<p>(理事会の権能) 第35条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の権能) 第34条 (略)</p>
<p>(理事会の開催) 第36条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の開催) 第35条 (略)</p>
<p>(理事会の招集) 第37条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の招集) 第36条 (略)</p>
<p>(理事会の議長) 第38条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の議長) 第37条 (略)</p>
<p>(理事会の定足数) 第39条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の定足数) 第38条 (略)</p>
<p>(理事会の議決) 第40条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の議決) 第39条 (略)</p>
<p>(理事会の表決権等) 第41条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の表決権等) 第40条 (略)</p>
<p>(理事会の議事録) 第42条 (現行のとおり)</p>	<p>(理事会の議事録) 第41条 (略)</p>
<p>(資産の構成) 第43条 (現行のとおり)</p>	<p>(資産の構成) 第42条 (略)</p>
<p>(資産の区分) 第44条 (現行のとおり)</p>	<p>(資産の区分) 第43条 (略)</p>

<p>(資産の管理)</p> <p>第45条 (現行のとおり)</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第44条 (略)</p>
<p>(会計の原則)</p> <p>第46条 (現行のとおり)</p>	<p>(会計の原則)</p> <p>第45条 (略)</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第47条 (現行のとおり)</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第46条 (略)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第48条 (現行のとおり)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第47条 (略)</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第49条 (現行のとおり)</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第48条 (略)</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第50条 (現行のとおり)</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第49条 (略)</p>
<p>(予備費)</p> <p>第51条 (現行のとおり)</p>	<p>(予備費)</p> <p>第50条 (略)</p>
<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第52条 (現行のとおり)</p>	<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第51条 (略)</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第53条 (現行のとおり)</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第52条 (略)</p>
<p>(臨機の措置)</p> <p>第54条 (現行のとおり)</p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第53条 (略)</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第55条 (現行のとおり)</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第54条 (略)</p>
<p>(解散)</p> <p>第56条 (現行のとおり)</p>	<p>(解散)</p> <p>第55条 (略)</p>

<p>(残余財産の帰属) 第57条 (現行のとおり)</p> <p>(合併) 第58条 (現行のとおり)</p> <p>(公告の方法) 第59条 (現行のとおり)</p> <p>(事務局の設置) 第60条 (現行のとおり)</p> <p>(職員の任免) 第61条 (現行のとおり)</p> <p>(組織及び運営) 第62条 (現行のとおり)</p> <p>(細則) 第63条 (現行のとおり)</p> <p>附則 この定款は、平成 年 月 日から施行 する。</p>	<p>(残余財産の帰属) 第56条 (略)</p> <p>(合併) 第57条 (略)</p> <p>(公告の方法) 第58条 (略)</p> <p>(事務局の設置) 第59条 (略)</p> <p>(職員の任免) 第60条 (略)</p> <p>(組織及び運営) 第61条 (略)</p> <p>(細則) 第62条 (略)</p>
---	---





特定非営利法人 地域がん登録全国協議会

平成 22 年度第 1 回理事会 議事要旨

1. 開催日時

平成 21 年 5 月 17 日（月） 午後 3 時～午後 5 時 15 分

2. 開催場所

国立がん研究センター 管理棟 第 2 会議室

3. 出席者（敬称略）

理事長：岡本

理事：津熊、西野、柴田、藤田、田中（電話）、岸本（電話）、早田、祖父江

監事：三上 オブザーバー：片山

事務局：味木、松田、丸亀、成澤、尾崎

4. 議事

- 平成 21 年度事業報告（案）および平成 21 年度決算（案）の審議
  - 承認
- 平成 22 年度事業計画（案）の審議
  - 承認
- 平成 22 年度当初予算案の補正についての審議
  - 全体の 5%を予備費として確保するよう、再調整する。
  - シェリングプラウの未納会費の徴収は、メルク社との吸収合併のため無理では？確認後修正。
  - 社労士、税理士の報酬を雑役等に組み入れる形で修正する。
- 平成 23 年度事業計画（案）および平成 23 年度当初予算（案）の審議
  - NPO 法人における収益事業の括りについて確認し、課税/非課税かを再度確認。
- 第 19 回総会の開催について
  - 5/17 現在回答：35 名中/出席 8 名、代理出席 12 名、欠席 13 名、未回答 2 名
  - 代理出席・代行は理事会の承認が必要なため、出欠の回答がまとまったら、理事会 ML に投稿する。



- 第 19 回研究会 (IACR2010 公開講座) の開催について
  - ポスターセッション、第 2 回総会、各国 (地域) の Cancer monitoring and control planning についての公開講座 (同時通訳を手配、講師謝礼用意、旅費は自費) について説明。
  
- 第 20 回総会研究会の開催について
  - 理事会として、会長に三上先生を推薦する。総会で承認を得る。
  - 開催時期は研究会会長に一任する。
  
- Newsletter No. 27 について
  - 編集委員の選定：祖父江先生 (正) & 田中先生 (副)
  - 編集委員で No.27 の構成案を検討し、理事会 ML にて提案。6 月原稿収集、7 月刊行の予定。
  
- 次期役員について
  - NPO の第 1 年目は継続人事として、来年度新たな方向性を示して新規理事を選出する。
    - 研究者に偏らず、行政担当者や実務者からも選出、2 年間の任期中に異動のないこと、宛職の扱い、地域性、等を考慮
  - 【理事・監事：総会における選任】  
理事：藤田、田中、津熊、早田、西野、柴田、三上  
監事：大木  
理事長 (理事会互選)：津熊  
副理事：早田  
片山先生にはオブザーバーとして理事会に出席いただく
  - 現顧問の任免 (理事会承認) 岡本理事長が対応。
    - ・ 広橋国立がんセンター総長は、平成 21 年度をもって総長の職を辞したので、充て職ゆえ退任
    - ・ 花井先生 = 顧問退任 → 名誉会員に推薦
    - ・ 大島先生 = 顧問退任 → 名誉会員に推薦
  - 次期役員体制での顧問 (案) ※今後、新理事長のもと決定していく。
    - ・ 岡本先生? (津熊推薦)
    - ・ 嘉山先生? 積極的に関与いただいてもよいのでは? (祖父江推薦)
    - ・ 祖父江先生? → 研究班及び国立がん研究センターと協議会との役割分担を明確にする方針に基づき、名簿に極力載らないほうがよいという指摘あり
  - 名誉会員
    - ・ 名誉会員 (理事会推薦・総会承認事項)：花井先生、大島先生



● その他

- 事務局について（職員の雇用） 、以下事務局より提案
  - ・ 専任 2 名雇用。現在は研究班にて雇用。
  - ・ 就業規則について、10 名以下の法人は任意であるが、組織として職員を雇用する上で不可欠。雛形に肉付けしてく方向で、作業中。8 月をめどに整備し、独立雇用ができるようにする。
  - ・ 異議なし
  
- 国がん及び研究班からの委託事業について
  - ・ 国立がん研究センター新規事業費（地域がん登録促進費）は標準 DBS 導入を中心とした地域がん登録標準化事業に利用する。協議会には研究班から、全国がん罹患モニタリングのデータ集計作業を委託する予定。
  
- 今年度以降の表彰制度について
  - ・ 実務者への表彰は、従来形式は今年度を区切りとして、勤務年数（10 年以上 →7~8 年）の枠を広げて、10 月の第 2 回総会で表彰する形で推薦依頼等準備を進める。
  - ・ 来年度以降は、実務者に限らず、貢献した個人および団体に対する新たな表彰制度とすることを検討していく。
  
- 地域がん登録情報提供 ML 管理について
  - ・ 協議会サーバーへ移管し、協議会の情報提供事業として維持・管理。
  - ・ 異議なし、承認。
  
- 正会員・賛助会員の入会の手続きについて
  - ・ 定款上、正当な理由が無い限り入会希望者を拒めないことから、実質の審査ということで入会手続の段取りを検討。
  - ・ 会員資格制限等については、常に議論はあるが、定款の目的にも地方公共団体のための活動であることは明記されている。
  - ・ 医療施設等の入会申し込みについては、賛助団体としての勧誘をすることで回避できるのでは → 実際に医療機関からの入会の問い合わせは数件あったが、目的等を説明することで、地方公共団体を入会対象とする方針を、全てのケースで理解していただいている。
  - ・ この度は、長野県が入会申し込みをしているので、取り急ぎ、この段取りを進める。
  - ・ 今後の判断に困った際等、適宜相談・協議していく。
  
- 中長期活動目標の策定について
  - ・ 各自検討をお願いし、改めて議論する予定。



- 今後の予定
  - 次回理事会日程（6月4日（金）10：30-12：30 横浜）
  - 昼食用意（JACR 負担）。
  
- 報告等
  - 津熊先生より以下の事項について報告があった  
アジアネットワークをこの10月に立ち上げたい。何をするか、事務局機能をどこがもつか等の提案を投げかけている。中国のワン・チー・チェン先生より、IARCのような個別データの収集機能を目指し、事務局機能を担う用意がある、という発言あり。  
→ いきなり個別データは冒険であり、まずは集計値から始めるのが現実的。引き続き、相談しながら決めていく。



## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成 22 年度 第 2 回理事会 議事要旨

1. 開催日時 平成 22 年 6 月 4 日（金） 10 時 30 分～12 時 30 分
2. 開催場所 横浜市開港記念会館 6 号室
3. 出席者（敬称略）

理事長 岡本

理事 津熊、西野、柴田、藤田、田中、早田、祖父江

監事 三上

事務局 味木、松田、丸亀、成澤、尾崎

欠席 理事 岸本（委任状発行）

#### 4. 議事

##### ●第一回総会提案事項について

###### ・ 議事録署名人の指名

- 議事録署名人は設立総会の際同様、監事 2 名（三上、大木）に依頼。承認。

###### ・ 役員人事

- 第九号議案 理事は総会での選出、理事長等は理事で互選。総会での理事決定のため、理事長、副理事の選任については、総会終了直前に理事長、副理事の選任を発表する。
- 小笹先生を含め、新理事就任については、協議会のあり方・方向性を踏まえて、今後、理事会で検討する。
- 慣例としてきた国立がん研究センター理事長（旧国立がんセンター総長）への顧問就任依頼について、今後理事会で決議し、適宜総会にて報告する。
- 岸本先生について、理事退任後は登録会員。（本来名誉会員には、定年等で通常会員登録が難しい方などを推薦）
- 祖父江先生の理事退任後の顧問等就任については、次回理事会で改めて決議。
- 定款変更は総会決議事項。総会への代表会員以外の参加、今後の協議会のあり方を含め次回理事会（新理事会）で検討。現行定款も完璧ではない。
- 7 月 1 日より新任期。今後の任期および総会日程等は、今後理事会等で検討する。

###### ・ IACR2010 開催について

- 登校演題数 202（最終）
- IACR の見学（無料入場・見学のみ）が可能か？→IACR 事務局で参加方法、入場



料等の検討をする。

- 実務担当功労者表彰制度について
  - 平成 22 年度表彰の案内を総会終了後に各正会員に発送。
  
- 事業報告について
  - 花井顧問の調査を基本として実施してきた地域がん登録事業実施調査は、研究班の第 3 期事前調査等の大規模調査もあることから、そのあり方を見直す。
  - 業績調査は、いままでは年度単位で作成していた。年度明けの調査、報告まとめ、総会提示がスケジュール的に難しい。来年は、年単位（1~12 月）という区切りで報告。祖父江班調査報告との兼ね合いもある。今後新理事会にて内容も含め詳細を検討する。
  
- ニュースレターNo.27 について
  - 委任状の送付 田中先生あて（事務局対応）
  - 国立がん研究センターの新体制をニュースにしたいが、時期尚早。次回予定。
  - 「GLOBOCAN」について、記事追加。
  - 「第 19 回公開講座」については、第 19 回研究会会長岡本先生に依頼。
  - 7 月発行予定。依頼、原稿収集までは編集委員。
  
- 第 19 回公開講座について
  - 日本のプレゼンターは日英両方で資料提示、発表は日本語。
  - シナリオの準備を依頼し、事前に通訳に提示。
  - アジアネットワークにも同時通訳がつけば理想的。予算次第。
  
- 第 19 回研究会について
  - 開場時間を早めることが可能か、会場費を考慮して研究会会長（岡本先生）と事務局とで調整する。
  - ポスター賞の表彰については、研究会会長と相談する。
  - 昼食、懇親会開催はなし。
  - 県での予算化継続のため、参加費を徴収する方向で検討する（総会での質疑応答）。
  
- 第 2 回総会
  - 10 月 15 日。IACR と同会場にて開催。
  - 今後の協議会がどのように発展していくかについてのご意見伺い場。
  - 功労者表彰は、総会開催前に実施。表彰修了後、総会出席者以外は退席する。



特定非営利活動法人

地域がん登録全国協議会

Japanese Association of Cancer Registries

- ・ 次回理事会について
  - 7月29日 10:30～12:30 (昼食を協議会会議費で手配。7/29の地域がん登録事業会議ならびに運営委員会への参加者には、最長2泊3日の旅費を祖父江班にて用意)





## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 平成22年度 第3回理事会 議事録

1. 開催日時 平成22年7月29日(木) 10時30分～12時45分
2. 開催場所 国立がん研究センター内 国際研究交流会館 2階 研究討議室 No.2
3. 出席者(数) (敬称略)  
出席 8名(津熊理事長、早田副理事長、西野理事、柴田理事、  
三上理事、藤田理事、大木監事、岡本第19回学術集会会長)  
欠席 1名(田中理事)  
その他 7名(オブザーバー 祖父江、片山、味木事務局長、松田主事、  
丸亀主事、成澤職員、尾崎職員)

#### 4. 審議事項

- 1) 議事録署名人の選任
- 2) H21年度事業報告(東京都提出)について(報告)
- 3) 役員変更に伴う変更登記等手続について(報告)
- 4) Newsletter No.27について(報告)
- 5) 功労賞表彰者の選定について
- 6) IACR2010の開催について
- 7) 第19回研究会の開催について
- 8) 第2回総会について
- 9) 役員について
  - ①任期について
  - ②顧問任免について
  - ③平成23年度役員について
- 10) 今後の協議会活動について
  - ①総会のあり方(構成員、決議方法等)について
  - ②定款の変更について
  - ③次年度以降の協議会事業報告の内容について
  - ④協議会活動年間スケジュールについて
- 11) その他
  - ①研究班からの業務委託について
  - ②地域がん登録PRパンフレット(英文・和文)について

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長は、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、西野理事及び大木監事を選任することを全員異議なく承認した。



2) H21年度事業報告(東京都提出)について事務局より東京都知事宛平成21年度事業報告を平成22年6月24日に無事完了した旨の報告があった。

3) 役員変更に伴う変更登記等手続について

事務局より平成22年度第1回総会決議後の役員人事に伴う役員変更登記ならびに改印届について、7月1日付にて無事完了した旨の報告があった。

4) Newsletter No.27について

事務局より Newsletter No.27 が著者ならびに編集委員の協力を得て、発行される運びとなった旨の報告があった。更に、通常年2回発行の Newsletter の1号目はもう少し早い時期の発行であること、今回(No.27)より追加発送は廃止し、ウェブでの対応にのみとする旨、正会員連絡会員宛メールにて連絡すること、毎号関連研究者への発送をしているが、現在名簿を更新中であり、名簿を理事会メーリングリストにて回覧後の発送を予定している旨の報告があった。

5) 功労賞表彰者の選定について

功労者表彰者選考委員長の早田副理事長ならびに他選考委員(藤田理事、柴田理事)より選考結果の報告があった。

早田委員長…今回は推薦条件の緩和により被推薦者が増加、例年になく多数である(13名)。例年の人数を考慮しての選考も選択肢であるが、予算が許すのであれば7~8年の勤務があれば表彰対象とし、1名は6年10ヵ月と若干勤務年数が乏しいが、推薦者の意思も汲んで対象としたい。

藤田委員…例年の基準をベースに選んだ。ただし、新たに事業を開始した登録室では、基準に達するまでに時間を要するので、やや短めで表彰対象とした。

柴田委員…近年の推薦の減少傾向から、基準を低くした背景があるが、多くの応募があったので、例年の基準を元に選んだ。ただ、茨城県の方は退職されるということで例外的に表彰対象とした。

学術集會会長の岡本直幸氏より、次年度からこの制度を白紙に戻すので今回条件を緩和した経緯があり、本制度を継続することが確定していないのであれば、全ての候補者を表彰すべきという意見があった。また、理事より、長期にわたって勤続できない登録室も存在すること、原則各県1名という基準に照らし、複数名推薦していない県への対応も考慮すべき(審査基準等の明確化)であること、募集時に推薦者に対して明確な推薦条件を提示しなかったのだから全員表彰すべき、などの意見が出された。

協議の結果、今回の被推薦者13人全てを表彰することを全員異議なく承認した。なお、事務局に対し、13名表彰に伴って、予算に照らし、記念品や賞状への支出を検討することの指示があった。

6) IACR2010の開催について

事務局より IACR2010の共催について、2ヵ月後に会期が迫り、各委員会で準備を進めていること、204題演題の募集があったことなどの報告があった。また、理事会に対し、引き続きの募金と参加(事前登録)の呼びかけについて協力の依頼があった。

早田副理事長より、国際学会開催の公式案内について協議会会員だけでなく、各道府県の拠点病院の院内がん登録関係者にも協議会より発送してはどうかとの提議があった。協議会名では案内せず、各道府県で判断することを全員異議なく承認した。



津熊理事長より、アジア地域がん登録ネットワーク (ACRN) について報告ならびに提言があった。アジアのがん登録の精度は低く、IARC としても強化したい意思があること、韓国、北京での会議の際にアジアネットワーク立ち上げの意識が高まってきたこと、IACR が日本で開催されるのを機に正式に立ち上げへ向けて、各国から 5 年計画について提議される話合いがもたれる予定であることなどの報告があった。また、ACRN の 5 年プロジェクトの事務局を JACR が担うことについては、協議会では資金及びマンパワーの点で課題が大きいこと、業務としてまずアジア地域の実態把握からであろうことから、研究の枠組みでやるほうが現実的であるということなどの理由により、国立がん研究センター（地域がん登録室）を事務局候補として ACRN 会議で提案することを、全員異議なく承認した。

7) 第 19 回学術集会の開催について

第 19 回学術集会会長岡本氏より、開催準備状況進捗について、ポスター抄録募集期間の延期を検討していること、ポスター表彰に際しいずれかの理事に対し選考を依頼する予定であること、などの報告があった。ポスター抄録募集期間を延期すること、登録室紹介ポスターは去年と同じでも構わないことを、本日午後開催の事業会議にて会長から出席者にアナウンスすることとなった。

8) 第 2 回総会について

議長より、第 2 回総会議案は以下議題に関係するため、本議案は省略し次議案に進めることとする旨提言され、全員異議なく承認した。

9) 役員について

① 任期について

事務局より、平成 22 年第 1 回総会人事決議を受けて、任期の確認及び今後の任期についての提言がされたが、提言内容不十分のため、事務局にて内容を整理し、定款変更のある際等に留意し改めて提議することとする旨、議長より指示があった。

② 顧問任免について

嘉山国立がん研究センター理事長への顧問委嘱について、国立がん研究センター代表を顧問の宛職にするか、人物を判断基準として顧問とするか否かなど、顧問委嘱の条件が議論された。嘉山理事長の顧問就任は協議会の権威付けにもなりえるであろうこと、現時点での委嘱は適切な時期であること、が意見され、結果、委嘱賛成案多数のため、顧問を委嘱する旨承認された。

③ 平成 23 年度役員について

議長より、現状、理事 7 名は研究者のみであること、理事会の構成メンバーについての定款変更をすることで「理事会」機能を向上させることについて、提議された。登記する理事と理事会の構成を整理し定款変更を次の総会で提議することとする旨、全員異議なく承認した。提議内容として、専門委員を委嘱し理事会出席できるような準備を進めること（現オブザーバーも専門委員に含めること）、また、専門委員委嘱については地域のまとまり（各ブロック）、所属組織機能別の抽出などを考慮することとする。今後、専門委員の候補を募り、10 月総会で委嘱する準備を進めるよう、議長より事務局に対して指示があった。



10) 今後の協議会活動について

① 総会のあり方（構成員、決議方法等）について

議長より、総会出席構成員、決議方法、会期などについて、必要により定款の変更を10月総会で諮る準備を進める旨提議され、全員異議なく承認した。なお、総会開催に当たっては、経費予算計上の準備（各県）していただくための予告、会場費の予算計上を留意する旨、事務局宛指示があった。

② 定款の変更について

議長より、以上の承認事項を受けて必要により定款変更を10月総会で諮る旨改めて提議され、全員異議なく承認した。

③ 次年度以降の協議会事業報告の内容について

事務局より、平成22年度事業報告内容について目次案を配布し、審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

④ 協議会活動年間スケジュールについて

事務局より、今後の協議会活動年間スケジュール案を配布し、協議会活動が軌道に乗るまでは、総会年2回の開催は、広く意見を伺う機会としても必要と考えること、それに伴い理事会開催回数が現状3回から4回になることなど、審議したところ、全員異議なく、これを承認した。

11) その他

① 研究班からの業務委託について

事務局より、研究班（「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」）からの委託業務について、契約内容、業務分担内容等について現行案について報告があった。

② 地域がん登録PRパンフレット（英文・和文）について

事務局より、地域がん登録紹介PRパンフレット（英文・和文）の作成について、作成の目的、制作計画等についての報告があった。また、和文パンフレットはウェブ配信としたい旨提案があり、全員異議なく報告ならびに提案を承認した。なお、ウェブ掲載の際は、データ利用ができるよう仕様を検討してほしい旨意見があった。

6. 次回理事会開催 総会に出す議案を電話会議で討議する。日程をEメールにて調整する。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成22年8月 日

議長 津熊 秀明

議事録署名人 西野 善一

議事録署名人 大木 いずみ





## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 平成 22 年度 第 4 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 22 年 9 月 2 日 (木) 10 時 00 分～11 時 55 分
2. 開催場所 電話会議
3. 出席者 (数) (敬称略)  
出席 8 名 (津熊理事長、早田副理事長、西野理事、柴田理事、  
三上理事、藤田理事、大木監事、岡本第 19 回学術集会会長)  
欠席 1 名 (藤田理事)  
その他 7 名 (オブザーバー 祖父江、片山、味木事務局長、丸亀主事、成澤職員、尾崎職員)

#### 4. 審議事項

- 1) 議事録署名人の選任
- 2) 平成 22 年度臨時総会の決議事項について
  - ① 議事録署名人 2 名の選任
  - ② 平成 22 年度事業計画の変更の件
  - ③ 定款の変更の件
- 3) 和文パンフの進め方について
- 4) その他
  - ① IACR アジア理事選挙の件

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長は、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野理事及び大木監事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 平成 22 年度臨時総会における議事録署名人 2 名を選任するにあたり、理事会議事録署名人と同様に、西野理事及び大木監事を選任する予定とすることを全員余儀なく承認した。
- 3) 平成 22 年度事業計画の変更について、平成 22 年度臨時総会にて承認を得るべく、議長より変更案について提議された。年度明けに伴う業務の煩雑性を考慮し、4 月に実施してきた業績調査を 2 月実施に変更すること、および、地域がん登録に関する一般向け資料の更新、作成については、内容等を吟味、充実させた資料とするべく当初 10 月までの実施予定を 3 月まで延長する旨、以上 2 点の変更について平成 22 年度事業計画書 (変更案) に示し諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。平成 22 年度臨時総会において、承認を諮ることとした。
- 4) 専門委員設置および理事会の構成に伴う定款の変更について

第 3 回理事会議事を受け、専門委員の設置をするにあたり、その目的、資格、定員、承認機関、任期、報酬、その他定款変更に伴う留意事項等が議論され、結果、別紙・特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款新旧対照表新第 23 条の通り設置し、新第 34 条の通り理事会の構成を変更することで、全員異議なく承認し、平成 22 年度臨時総会において、承認を諮ることとした。また、専門委員設置が確定した際は、国立がん研究センター祖父江友孝氏、広島県放射線影響研究所片山博昭氏、広島県医師会有田健一氏、山梨県保健福祉部地域がん登録担当者 (要伺い) を専門委員として理事会より推挙することとした。山梨県については、新規事業の実例として、実務レベルでの立場より助言を請うべく専門委員として推挙したい旨、事務局長より補足された。また、他に専門委



員に推薦したい方がいる場合は、[board\\_ml@jaocr.info](mailto:board_ml@jaocr.info)による理事会メーリングリスト上にて提言し、検討することとした。

5) 総会の構成に伴う定款の変更について

第3回理事会議事を受け、総会の構成について、代表会員のみの参加でなくより多くの会員が総会出席し情報共有できるよう、別紙・特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款新旧対照表新第25条の通り定款変更することを、全員異議なく承認し、平成22年度臨時総会において、承認を踏ることとした。

6) 会費規定の制定に伴う定款の変更について

議長より、現行定款における会費の記述が不十分であることから、別紙・特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款新旧対照表新第9条および会費規定(案)の通り定款の変更および会費規定案を設置する旨提言され、全員異議なく承認し、平成22年度臨時総会において、承認を踏ることとした。

7) 和文パンフレット(資料)の制作について

事務局より、和文パンフレット(資料)の制作について、その対象、内容、媒体等についてどうあるべきか議案が上がり、議論した結果、現在不足している最優先情報(資料)を、知事を含む行政関係者、意思決定者等(政策担当、財務担当等)への地域がん登録事業に対する理解を深められるような資料として制作することとなった。本資料としてまずは、現在協議会Webサイトに掲載されている「地域がん登録が役立つ例(=実用例)」を更新することとした。理事会メンバーは、地域がん登録が役立つ事例、利用方法を9月9日(木)をメ切として[board\\_ml@jaocr.info](mailto:board_ml@jaocr.info)による理事会メーリングリスト上に提示することとした。また、議長より、本件資料作成については、当面、理事会内にて、制作の検討を行うことが提言され、全員異議なく承認した。なお、あわせて英文パンフの最終校正について、9月21~24日に理事会メーリングリストにて回覧予定である旨、事務局より報告があった。

8) IACR アジア理事選挙と Regional Report の提出について

IACR アジア理事選挙への投票にあたっては、日本の意見として投票の統一を図ることはせず、各投票権を持つ団体(個人)の自由投票に委ねることとした。立候補者に関する情報共有として、タイの候補者はタイの現理事よりも活動的であること、インドの1名は病理、もう1名は国際的な仕事の経験者であるが2名の候補をあげてきたことにより国内の統一感がやや欠けること、津熊理事長よりIACR アジア理事としての立場からはタイの候補者のほうが動きやすい、などの意見が上がった。IACR から依頼のあった Regional Report の提出について、日本の現状としてまとめて提出してはどうかという意見が出たが、津熊理事長より各会員がそれぞれ提出する旨要請があった。なお、国立がん研究センターからは、日本の地域がん登録の状況を報告する旨、味木事務局長より補足された。

6. 次回理事会開催

2月の地域がん登録事業会議開催に合わせ、理事会を開催する予定。議事内容は、来年度以降の表彰制度の検討、新理事の検討等、広く議論する場とする。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成22年9月 日

議長 津熊 秀明  
 議事録署名人 西野 善一  
 議事録署名人 大木 いずみ





## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成 22 年度 第 5 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 23 年 2 月 17 日 (木) 13 時 30 分～16 時 00 分
2. 開催場所 国立がん研究センター 管理棟 1 階 第 3 会議室
3. 出席者 (数) (敬称略)
  - 出席 7 名 (津熊理事長、早田副理事長、西野理事、柴田理事、三上理事兼第 20 回  
学術集会会長、藤田理事、  
大木監事)
  - 欠席 2 名 (田中理事、岡本顧問兼第 19 回学術集会会長)
  - その他 8 名 (専門委員予定者 祖父江、片山、有田、山下  
味木事務局長、松田主事、成澤職員、尾崎職員)

#### 4. 審議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 短・中・長期の協議会事業について；ビジョンの共有、事業計画と目標設定、評価基準の策定
- (3) 会員の協議会事業への主体的参加 (案) について
- (4) アジアネットワークについて
- (5) 事務局体制について (居室、人事)
- (6) 総会開催に向けて
- (7) 協議会刊行物の配布等に関する整理について
- (8) その他 提案事項、報告事項
  - ① メンバー専用 Web ページ開設の提案
  - ② 第 19 回学術集会実施報告
  - ③ 定款変更に関する微修正についての報告

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長は、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野理事及び大木監事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 短・中・長期の協議会事業について；ビジョンの共有、事業計画と目標設定、評価基準の策定について

議長より NPO 法人化した今後の活動について短・中・長期の協議会活動のミッションと地域がん登録事業における協議会のポジションについてどうあるべきか、理事会で議論を重ねていくことが提案された。理事・監事及び専門委員より下記の意見が出された。



- ①協議会は、地域がん登録事業の充実・発展のために存在している。がん対策に必要ながん統計を整備し、がん対策を推進し、がんの克服を通じて国民全体に寄与することが使命である。
- ②正確ながん統計の整備と科学的根拠に基づく情報提供は、地域がん登録事業のミッションである。全国組織の役割は何か：相互連携、情報交換、基盤整備
- ③協議会は、地域がん登録事業の、事業実施主体と社会とのインタープリターとして、情報を一般人が理解できるような形で提供する存在であるべきだ。また疫学分野・研究分野に若い人が少なくなっていることに対し、若手研究者の育成を目指し、活躍の場を提供する存在となることにも意義がある。
- ④「国民のための」という視点が抜けているのではないか。国民のために、がん対策を推進する。そのための基礎資料を提供する。そのために地域がん登録事業の進展をはかる。それを到達するために会員の問題を解決する。第一に、地域がん登録事業にお金が足りないという実務の問題、第二に、地域がん登録は何を実施し、院内がん登録は何を実施するのか、事業内容が被っているのではないかという問題がある。何よりもまず、実務を充実させることである。そこに協議会の役割があるのではないか。
- ⑤協議会は、地域がん登録事業を実施している組織・団体を会員とし会費を主たる財源として成り立っている。協議会の活動はまず会員のためであるべきで、会員として何らかのメリットを受けられることが必要である。また、会員からもそれを望む意見が出されている。
- ⑥行政としては、会費を負担金として予算に計上しているが、現在負担金を切り詰めていく傾向にあるため、協議会の目的について組織上層部への説明が必要となる。県ではできない研究や資質向上のために必要であり、資質向上や情報交換を通じた事業精度の向上、基盤整備のもと、事業を充実させてがん対策に寄与することが目的と考える。国民の理解や研究者の育成等は、企業で言う CSR（社会貢献）と考える。
- ⑦現在、第3次対がん祖父江班の活動とされている多く（例えば事業会議等）は、協議会の役割である。また、実務者教育・他府県登録の支援も、国立がん研究センターだけでできるものではなく、実務作業をしている協議会の方が有利である。研究班は精度向上、標準化、データの活用方法を考え、協議会はその成果の運用を担う。

本件については、会員のコンセンサスが必要であり、今後も理事会や総会において協議会の短・中・長期のミッション及び地域がん登録事業におけるポジションについて議論していくことを確認した。

### 3) 会員の協議会事業への主体的参加（案）について

議長より、協議会の事業内容に応じて委員会又は分科会等を設立し、会員若しくは会員外の地域がん登録に携わる人も含めて委員会等のメンバーとして協議会運営に関与していただき、協議会活動の共有化をはかり、積極的に活動に加わっていただくのが望ましいのではないかと提案がなされた。

柴田理事より行政担当者、協議会会員、医療機関、協賛企業等に協議会へのニーズ等意識調査（マーケティング）を回収率の高低は考えずに実施することが提案された。それに対して早田副理事長





より地域がん登録の意識調査について調査できるのは協議会の役割の一つであると賛同意見が出され、6月の総会で平成23年度の事業計画変更について承認された後、意識調査を実施することが全員一致で決定された。

#### 4) アジアネットワークについて

議長より、アジアネットワークについては、どの国が事務局となるか、会員組織、活動内容等についてまだ具体的に定まっておらず、現段階では、研究者レベルでの案件であることが報告された。よって、協議会の関与については、アジアネットワークの活動形態が固まってから話し合うべきとの提案がされ、全員異議なく承認した。

#### 5) 事務局体制について（居室、人事）

1. 居室及び職員雇用について；事務局より、事務局業務の現状について説明があり、国立がん研究センターの独法化により、がん研究センター内のスペースを賃借することが可能である旨と、そのメリットについて説明があった。これに対して、柴田理事より公式に研究班と同室で作業することになったとしても協議会独自で備品等の整備をして、他から見て極力個別の存在となるようにすべき、との意見が出された。味木事務局長より、事務局員2名の雇用体制について、平成22年度4月から研究班で雇用され協議会の仕事をしてきたが、11月1日より協議会雇用となり就業規則を定めた旨について説明があった。これらについて全員異議なく承認した。
2. 事務局長の去就について；味木事務局長の国立がん研究センター退職（3月末予定）に伴い、議長より、4月以降の事務局長人事について下記の選択肢の提案があり、理事会の意見の要請があった。
  - 1) 現事務局長の残留
  - 2) 現事務局職員から適任者の任命
  - 3) 大阪府立成人病センターの井岡先生への就任依頼

理事・監事より下記の意見が出された。事務局長選任については、理事長判断であるため、理事長が再考し後日改めて報告することとした。

- ①協議会の事務局職員の雇用財源を研究班に依存し、確保の将来像が不確定な中で、事務職員を事務局長に任命することに不都合は無い。事務局長は雇用費のかからない地域がん登録事業に関して知識と経験のある方に依頼するほうがよいのでは。事務局長の選任については理事長への負担を配慮すべき。
- ②事務局長は事務の取りまとめ役であり、その任に徹するのが望ましい。理事長の負担軽減については、事務局も同感である。井岡先生には、理事に就任いただき、理事あるいは副理事長としてご支援いただく形が望ましい。

#### 6) 総会開催に向けて

平成23年度6月開催予定の総会について、総会のみで開催とし、講演会等は行わないことで全員異議なく承認した。平成23年度総会の開催場所については、国立がん研究センター内の会議室の使用

の可否を事務局内で調整すること、また、平成 24 年度以降は 6 月に総会と学術集会を同時期に開催できるように準備をしていくこと、が確認され、全員異議なく承認した。

#### 7) 協議会刊行物の配布等に関する整理について

事務局より協議会刊行のニュースレター及びモノグラフの配布について、現状では広報活動の視点から、PDF ファイルを web 掲載するとともに、残部のある場合は郵送費実費にて印刷物を郵送しているが、会員であることのメリットを求められる中で刊行物を無料で会員以外に提供し、web 掲載することが適切かどうか理事会で検討し今後の方針を決定するよう提案があった。

協議会、地域がん登録の裾の尾を広げるため、現状を維持することが望ましいとの理事長の意見を全員異議なく承認した。

#### 8) その他 提案事項、報告事項

##### 1.メンバー専用 Web ページ開設の提案

事務局より会員専用の Web ページ開設について提案がなされた。一般向けの情報と会員向けの情報を区別することが目的であり会員向けへは事務的な内容等も載せられるような専用ページを作成することで会員のメリットとなることが説明され、全員異議なく承認した。

##### 2.第 19 回学術集会実施報告

岡本第 19 回学術集会長の欠席により、代理として事務局長より資料に沿った実施報告があった。

##### 3.定款変更に関する微修正についての報告

事務局より平成 22 年度総会で承認された定款の変更内容について、東京都より文章に若干の齟齬があるとの指摘を受け、修正した旨の報告があった。内容が修正されるものではなく表現の修正のみであり、東京都より承認された旨が報告された。

#### 6. 次回理事会開催

開催時期については国立がん研究センター内へ事務局を構えることでセンター内施設が利用できるかを確認してから、後日調整する。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 23 年 2 月 日

議 長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 善一



議事録署名人 大木 いずみ





特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
事務局

平成 23 年 6 月 発行

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14

日本橋 KNビル 4F

Tel: 03-5201-3867 Fax: 03-5201-3712

E-mail: office@jacr.info

URL: <http://www.jacr.info/>

印刷: 末広印刷

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-10-5

Tel:06-6629-6881

